

福岡県公安委員会規則第7号

福岡県公安委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

令和5年3月31日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し福岡県公安委員会が保有する個人情報の保護等について必要な事項は、福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福岡県規則第15号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の廃止）

- 2 福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成18年福岡県公安委員会規則第6号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 条例附則第3条第2項に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。